「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」に対するパブリックコメント

2017年8月28日　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局あて提出

・P47の「ATMの設置に関する規制」に「カジノ施設内におけるATMの設置を禁止するとともに、事業者による貸付けを規制する趣旨を徹底するため、カジノ施設周辺においても貸付機能が付いていない ATM に限って設置を認めるべきである。」とあるが、「カジノ施設周辺」ではなく、明確に「特定複合観光施設区域内」とすべきである。

・P63 の「5）事業者が実施する依存防止措置」において、事業者に対して相談窓口の設置等を義務付けるべき、とあるが、単に相談窓口の設置を義務づけるのでは無く、相談対応できる専門職の配置も義務づけるべきである。

また、本人・家族申告による利用制限措置について記載があるが、依存症の場合は既に家族関係が破たんしている場合があるので、市町村等関係機関からの申し出にも対応する仕組みとするべきである。さらに、市町村等関係機関からの要請に応じてケース会議等への参加も事業者として積極的に協力すべきである。

・P74 で納付金の使途として「一般財源として幅広く公益に用いることとすべき」とあるが、カジノによる収益は依存症対策に重点的に用いるべきである。また、誘致する都道府県・市町村等にも依存症防止に関する責務を課すべきである。